

静岡県立浜松商業高等学校いじめ防止等にかかる基本方針

第1章 基本的な事項

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)に基づき静岡県立浜松商業高等学校(以下本校と称す)におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応(以下、「いじめの防止等」という。)についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にあるほかの生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要とされる。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人自身が気付いていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

3 いじめの理解

本校教職員と生徒及び関係者は、いじめについて以下のように理解し、共通の認識を持つ。

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも、人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

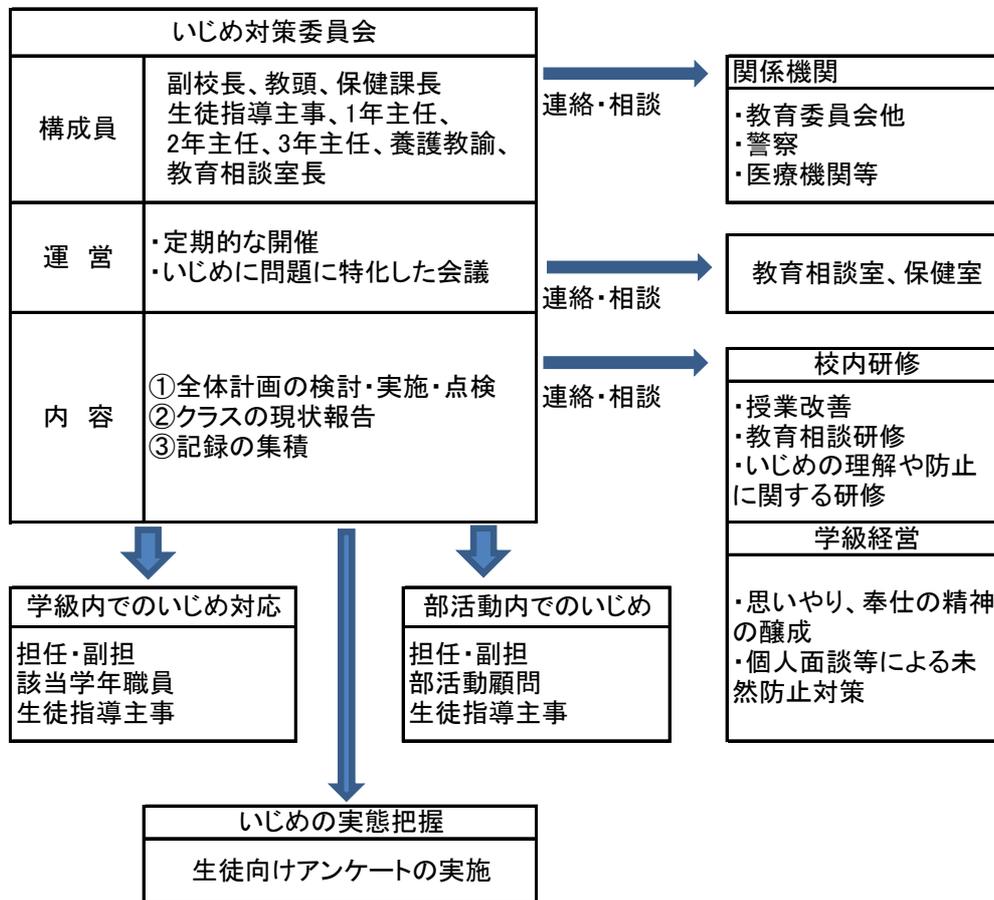
第2章 組織の設置

1 いじめ対策委員会の設置

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係の児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

2 構成員

副校長、教頭、保健課長、1年主任、2年主任、3年主任、生徒課長、養護教諭、教育相談室長 とする。



第3章 いじめの防止

いじめ防止にかかわる基本的な考え

- (1) 学校又は、学級が生徒の心の居場所となり、日々、絆を育む場所となるよう、そのような環境づくりに努める。
- (2) 他人を思いやる気持ちなど、人間性豊かな心を育むためにすべての教育活動を通じて、道徳教育の充実に努める。

<いじめ防止にかかわる年間指導計画>

※集団における人間関係作りが大切であるとの考えに立ち、計画を実施する。

| 月 | 項目 | 具体的な内容 |
|-----|--|--|
| 4月 | ・新入生オリエンテーション ・入学時面談 ・対面式、新入生歓迎会 ・LHR ・面接週間 | 新入生及び保護者に対して、安心・安全な学校生活がスタートできるように伝える。 心配な生徒及び保護者と面談(学年主任、担任、養護教諭)を実施し、情報交換を行う。 新入生を温かく迎え入れ、円滑なスタートを促す。 すべての学年(クラス)において、生活を送る上でのルール(生徒心得)を再確認する。 情報機器の取り扱いについても指導する。 担任がクラス全員と個人面談を行い、授業・部活動・友人関係・進路など困っていることや悩みを聞く機会とする。 |
| 5月 | ・個別面談 情報共有【職員】 ・PTA 総会、授業参観、学級懇談会、部活動見学 | 面談で得た情報を職員間で共有する。 安心・安全な学校生活が送れるよう、保護者へ周知する。学級懇談では、生徒の状況を相互に把握する。授業参観や部活動見学では、生徒の様子を知ってもらい、保護者と情報共有を図る。 |
| 6月 | ・生徒アンケート(Σ)の実施 | 困っていることや悩みごとによる不調等についてのアンケートを行う。 |
| 7月 | ・生徒アンケート(Σ)の読取説明会【教員】 ・PDCAの実施【職員】 | 臨床心理士より、Σ調査結果の読取り方について、指導助言を受ける。 1学期間の見直しを行う。 |
| 8月 | ・三者面談の実施 ・部活動単位における人間関係づくり ロールプレイの実施 | 保護者・生徒・担任で面談を行う。学校、家庭での様子、悩み等、相互に理解する。 人間関係づくりプログラムを活用したロールプレイを部活単位で行う。 |
| 9月 | ・面接週間 ・夏季休業後、生徒の変容の把握・確認【職員】 ・生徒アンケート(こころと体の健康状態調査、いじめ調査)の実施 | 授業・部活動・友人関係・進路など困っていることや悩みを聞く機会とする。 担任を中心に様子の観察から生徒の変容を把握、全職員で周知する。 困っていることや悩みごとによる不調、いじめの有無等についてのアンケートを行う。 |
| 10月 | ・体育大会 ・学校祭 | 練習も含め体育大会を通して他者を敬う心や協力する姿勢などを養う。 学校祭を通して、協調性、自己表現力、団結力などを学ぶ。 |
| 11月 | ・修学旅行(2年) ・保育実習(1年) | 修学旅行を通して他者を敬う心や協力する姿勢などを養う。 保育実習を通して、生命の尊さを学び優しい心を養う。 |
| 12月 | ・球技大会 | 球技大会を通して他者を敬う心や協力する姿勢などを養う。 |
| 1月 | ・体罰アンケート、生徒アンケート(いじめ調査)の実施 | 体罰の有無、いじめの有無等についてのアンケートを行う。 |
| 2月 | ・スキー教室(1年) | スキー教室を通して他者を敬う心や協力する姿勢などを養う。 |
| 3月 | ・球技大会 ・PDCAの実施【職員】 | 球技大会を通して他者を敬う心や協力する姿勢などを養う。 1年間を通した見直しを行い、全職員で現状を把握し、次年度へつなげる。 |

第4章 いじめの早期発見

早期発見にかかわる基本的な考え

- (1) いじめの発見には「教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知することが大切である」との立場で日頃の教育活動にあたる。
- (2) 以下に示すようないじめの態様があることを理解し、観察に努める。
 - ア 冷やかし、からかい、悪口や文句、いやなことを言われる。
 - イ 中間はずれや集団による無視。
 - ウ 遊ぶふりをして、軽くぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - エ 金品をたかられる。
 - オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - カ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - キ パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。

未然防止にかかわる年間指導計画

| 月 | 項目 | 具体的な内容 |
|-----|--|---|
| 4月 | ・面接週間 | 担任がクラス全員と個人面談を行い、授業・部活動・友人関係・進路など困っていることや悩みを聞く機会とする。 |
| 5月 | ・個別面談 情報共有 ・PTA 総会、授業参観、学級懇談会、部活動見学 | 面談で得た情報を職員間で共有する。 安心・安全な学校生活が送れるよう、保護者へ周知する。学級懇談では、生徒の状況を相互に把握する。授業参観や部活動見学では、生徒の様子を知ってもらい、保護者と情報共有を図る。 |
| 6月 | ・生徒アンケート(Σ)の実施 | 困っていることや悩みごとによる不調等についてのアンケートを行う。 |
| 7月 | ・生徒アンケート(Σ)の読取説明会 ・養護教諭(教育相談)との意見交換 ・PDCAの実施 | 臨床心理士より、Σ調査結果の読取り方について、指導助言を受ける。 養護教諭から保健室利用や個々の相談状況などについて情報を提供してもらい、周知する。 1学期間の見直しを行う。 |
| 8月 | ・三者面談の実施 | 保護者・生徒・担任で面談を行う。いじめの有無を確認する。 |
| 9月 | ・面接週間 ・夏期休業後、生徒の変容の把握、確認 ・生徒アンケート(こころと体の健康状態調査、いじめ調査)の実施 | 授業・部活動・友人関係・進路など困っていることや悩みを聞く機会とする。 担任を中心に様子の観察から生徒の変容を把握、全職員で周知する。 困っていることや悩みごとによる不調、いじめの有無等についてのアンケートを行う。 |
| 10月 | ・養護教諭(教育相談)との意見交換 | 養護教諭から保健室利用や個々の相談状況などについて情報を提供してもらい、周知する。 |
| 11月 | | |
| 12月 | ・PDCAの実施 | 2学期間の見直しを行う。 |
| 1月 | ・体罰アンケート、生徒アンケート(いじめ調査)の実施 | 体罰の有無、いじめの有無等についてのアンケートを行う。 |
| 2月 | ・養護教諭(教育相談)との意見交換 | 養護教諭から保健室利用や個々の相談状況などについて情報を提供してもらい、周知する。 |
| 3月 | ・PDCAの実施 | 1年間を通した見直しを行い、全職員で現状を把握し、次年度へつなげる。 |

第5章 いじめに対する措置

(1)いじめが起こった時の基本的な対応の流れ

□いじめの情報キャッチ

- ・対策の会議を行う。
- ・いじめられた生徒を徹底的に守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、放課後など)

□正確な実態把握

- ・聞き取り調査
- ・関係職員との情報共有。

□指導体制・方針の決定

□生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、不安や心配を取り除く。
- ・いじめた生徒にはいじめが決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。

□保護者との連携

- ・直接会って、話をする。
- ・学校との連携方法を話し合う。

□今後の対応

- ・継続的な指導・支援を行う。
- ・心のケアを十分に行う。

(2) 対応時の注意点

- 学級担任、生徒指導担当、管理職への連絡などホウ・レン・ソウを徹底する。
- いじめられた生徒、いじめた生徒だけでなく、周りの生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を收拾する。
- 一人で動くのではなく、複数の教職員で対応にあたる。

※把握すべき情報の例

- ・誰が誰をいじているのか。(加害者と被害者の確認)
- ・いつ、どこで起こったのか。(時間と場所の確認)
- ・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたか。(内容)
- ・いじめのきっかけは何か。(背景)
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか。(期間)

(3) 生徒に対する対応

□いじめられた生徒に対して

ア 生徒に対して

- ・事実を確認するとともに、今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- ・発見したその日に保護者に連絡し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針、今後の対応を伝える。

□いじめた生徒に対して

ア 生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況など、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・一定の教育的配慮のもと、毅然とした指導を行う。
- ・いじめが決して許されない行為であること、いじめられた側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を伝える。
- ・事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を促すよう、今後の係わり方などを一緒に考え、助言する。

□周りの生徒に対して

- ・学級及び学年、学校全体の問題として考えさせる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
- ・見て見ぬふりをする行為もいじめの肯定になることを理解させる。
- ・いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

第6章 重大事態への対処

1 「重大事態」の定義

いじめによる「重大事態」とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

例・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(3)児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

3 重大事態の調査

県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会または本校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、事実関係の調査を行う。

4 情報の提供

県教育委員会または本校はいじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。なお、本校が調査及び情報の提供を行う場合は県教育委員会の指導に従う。

5 報道への対応

情報発信・報道対応については、県教育委員会の指導の下、個人情報保護に配慮し、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルなどがなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりするのないように留意する。

第7章 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

1 いじめ防止等の反省及び修正

いじめ対策委員会において、年度末にいじめ防止等に係る反省を行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。

2 いじめ防止等の数値の検証と次年度の計画の策定

いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に当該年度の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。